老人福祉週間

私たち自身の老人問題

――みんなで築こう豊かな老後――

九月十五日は「敬老の日」です。この日から恒例の老人福祉週間が始まります。

日本は世界でもトップクラスの長寿国で、現在、六十五才以上のお年寄りは、九百七十九万人います。そして、二十二年後の昭和七十五年には、千九百万人を超えると推定されています。つまり、「老人問題」は私たち自身の問題なのです。

私たちひとりひとりが、豊かな老後を過ごすためにはどうしたらよいか、世代を超えた連帯と話し合いの輪をひろげる必要があります。

ふえ続ける老人世帯

ひとり暮らしは六十六万人

明治時代の日本人の平均寿命は、男性四十二・八才、女性四十四・三才でした。それから約百年、男性は七十二・六九才、女性七十七・九五才と世界の長寿国のトップクラスへ躍り出たのです。もはや「人生七十年」はあたり前のことなのです。つまり、日本は高齢化社会への第一歩を踏み出したといえましょう。しかも、そのスピードはたいへん速いのです。

昭和五十年は、十五才から、六十四才までの働き手八・五人に対し老人（六十五才以上）一人の比率でしたが、三十年後の昭和八十年には働き手四・一人に対し老人一人となります。問題は、単なる老人人口の増加だけではありません、核家族の増加、扶養意識の変化などから、高齢者世帯の増加も目立っています。現在、ひとり暮らしのお年寄りは、全国で約六十六万人にのぼると推定されています。

年金制度、老人医療の無料化、住宅問題、福祉サービスなど社会保障の充実を図るとともに老後をいかに生きるか、という面にも目をむける時を迎えていると いえましょう。

〝長い持ち時間〟を豊かに過ごすための「生きがい対策」がより重要な意味をもってくるのです。

この問題はお年寄り本人の課題であることはもちろんですが、周囲の人たちもお年寄りの生きがいについて、アドバイスをしたり、相談にのってあげてください。

また、お年寄りのなかには、もちろん、恵まれた生活を送っている方も少くありませんが、一方では悲惨な事件が後を断たないことも事実です。

お年寄り自身の「かたくなさ」などが、周囲との間に摩擦を起こす原因になることも見逃せません。しかし、お年寄りに対しては、まず、家族、地域社会をはじめとして、私たち一人ひとりの温かい思いやりが必要ではないでしょうか。

人権擁護委員は、お年寄りの人権が侵害された場合などの相談に応じています。困ったときは、いつでも気軽にご相談ください。

――◇――◇――

岩室村の敬老会は十月に行われます。それぞれ後日ご案内いたします。みなさんおそろいで元気にご出席ください。

満九十九才の誕生日を迎えた相沢トセさん（和納六区）

まだまだ元気です

和納六区に住む、相沢トセさんは、明治十二年七月二十五日生れで、今年、九十九回目の誕生日を元気に迎えられました。

春先、体調が思わしくなく、床に伏したこともありましたが、気候がよくになるにつれ回復、今ではすっかり元気です。

昨年あたりから、耳と視力がおとろえはじめたほかは、これといった具合の悪いところはないそうです。

テレビは目のためを思ってか見向もせず、実子であるヨシさん（六十才）から世間のことを聞くのを一番の楽しみにしています。

話し相手をつとめるヨシさんは――おかげで〝大声だし〟になりましたと脇にいるおばあちゃんをいたわりながら陽気に笑っていました。

十月には法事と合せて、百歳をお祝いする予定だそうです。

村内一の長寿者相沢トセさん、いつまでもお元気でこれからも長生きしてください。

広報編集のためにと二万円の寄附

問瀬出身で現在東京、新宿に住む**田中辰夫**さんから毎月広報を送ってもらっているお礼にと金二万円也のご寄附がありました。

ご趣旨に添い有意義に活用させていただきます。

ありがとうございました。

敬老会は十月に

みんなそろって元気な顔で出席ください

長寿を祝福し今年も現代の基礎を築いてくださった諸先輩をお迎えして敬意を表したいと次の催を計画いたしましたのでお誘い合せの上ご来場くださるようご案内申し上げます。

間瀬地区　十月一日（日）
間瀬小学校

岩室・和納地区　十月十四日（土）岩室中学校
（明治四十一年十二月三十一日以前に生れた方）

このように計画いたしております。

老人健康診査を実施します

老人福祉法による老人健康診査を実施いたします。

受診される方は配布された記録票と保険証、老人受給者証を持参して村内のお医者さんで受診して下さい。村外のお医者さんで受診される方は予め役場住民福祉課まで一週間以上前に申出して受診下さい。

◎**診査期間**
九月十八日（月）から九月二十九日（金）まで（土曜日の午後及び日曜日・祝日は除く）

◎**該当者**
昭和五十四年三月三十一日現在で満六十五才以上の方。

戸籍シリーズ　31

養子縁組と離縁

離縁がなされた場合、その効果として養子と養親及びその血族との間の親族関係も終了することになります（民法第七二九条）ただし、養親側が夫婦であってその一方が離縁しても他の一方の縁組の効力には勿論影響がありません。そして、右離縁による親族関係の終了については、協議上の離縁であっても、裁判上の離縁（調停離縁を含む）であっても変わりがありません。

旧法当時においては、養子縁組制度を「家」を基調として考えた関係から右の取扱いとは著しい相違があったのであります。

すなわち、離縁により養子と養親及びその血族との親族関係が終了することは新法の場合も旧法の場合も同様でありますが、養子の配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との関係については相違していたのであります。例えば、旧法では第七三三条第三項において「養子の配偶者、直系卑属又は其配偶者が養子の離縁に因りてこれと共に養家を去りたるときは其者と養親又び其血族との親族関係はこれに因りて止む」と規定し、養子の配偶者、直系卑属又はその配偶者が養子の離縁によって養子とともに養家を去ったときは、その者と養親及びその血族との親族関係は終了するが、養子が直系卑属及びその配偶者を養家に残して離縁した場合は、養子が離縁しても直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は引き続き継続するものとして取扱われていたのです。もっとも、この取扱いは養子縁組制度を家に奉仕させようとする思想に基づくものであったから、民法の応急措置に関する法律の施行と同時に養家に残された離縁した養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族の親族関係は消滅するものとなっております。

離縁がなされた場合、養子は原則として縁組前の氏に復することになります。また、（民法第八一六条）また、縁組の取消があった場合も同様であります。これは、あたかも婚姻の際に氏を改めた夫又は妻が離婚によって婚姻前の氏に復するのと同一趣旨のものであり、ただ縁組の場合は、氏を改めるのは常に養子であるので、離縁の場合の復氏も養子のみに生ずることになります。

ところで、右に述べたとおり離縁した養子は原則として縁組前の氏に復し、それにともない縁組前の戸籍に復籍し又は縁組前の氏をもって新しい戸籍が出来るのです。

数々の善意

ありがとうございます

社会福祉のために

◎高畑の**鷲沢宰一**さんから父、豊平さん（七月二十日没）のご冥福を祈られて社会福祉のために役立ててほしいと、金二十万円也の御寄附を頂戴しました。

◎石瀬の**鈴木義郎**さんから母、リヌさん（八月一日没）のご冥福を祈られて社会福祉のために役立ててほしいと金五万円也の御寄附を頂戴しました。

◎新潟市の**長谷川久三郎**さん（王将パチンコ店主）より社会福祉施設に役立ててほしいとカラーテレビ一台御寄附を頂戴しました。

村民の一番利用される老人憩の家に設置させていただきました。

頂戴いたしました御浄財は、御趣旨に従い、社会福祉充実のために活用させていただきます。

ありがとうございました。

村のために役立てと

◎猿ヶ瀬の**石川留治**さんは自家の不測の災害に際し、その消火活動等に対するお礼にと、金二〇万円也を村にご寄附されました。

◎新潟市の六興電気新潟支店長、**田中久三郎**さんから新潟支店開業二〇周年を記念し、金一〇万円也のご寄附がありました。

◎匿名で急救車にお世話になり、おかげで元気になりましたとの便りとともに、金一万円也と雑巾一箱の寄贈がありました。

これら奇特なご行為に対し、深く感謝いたしますと共に、ご趣旨に添い、村の発展のため、有意義に活用させていただきます。

ありがとうございました。